

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年5月6日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

3番	久	乗	清	和
4番	上	田	幸	子
5番	上	田	隆	健
6番	中	村	日	出 美
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	石	塚	義	博
10番	辻	村	忠	雄
11番	南		和	弘
12番	芳	川	清	志
13番	林			勉
14番	森		一	博
15番	井	上	文	彦
16番	神	原		均
17番	内	田	孝	司
18番	川	嶋	久	治
19番	吉	田		武
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

1番	村	田	正	己
2番	山	口	吉	広

5. 会議録署名委員      1 1 番   南            和   弘  
                                         1 2 番   芳   川           清   志

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山	澤	貴	志	子
農業委員会事務局	籾	内	雄	基	
農業委員会事務局	高	橋	華	寿	紀
農業委員会事務局	檜	木	佐	知	子

7. 議 事

- |         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（利用権設定）        |
| 議案第 2 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（所有権移転）        |
| 報告第 1 号 | 2 アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）             |
| 報告第 2 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解の通知について（賃貸借契約合意解約） |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ただ今から令和3年第5回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は村田委員と山口委員から欠席届けをいただいておりますので、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる4月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

8番 内田裕夫職務代理者

9番 石塚委員

14番 森委員

18番 川嶋委員

事務局2名より実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、ただ今から5月の委員会を始めさせていただきます。

本日の議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条  
第1項の決定について(利用権設定)  
19件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条  
第1項の決定について(所有権移転)  
2件

報告第1号 2アール未満の農業用施設建築  
(設置)届出について(農業用施設)  
1件

(会長)

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借  
合意解約の通知について  
(賃貸借合意解約) 3件

それでは最初に、議事録に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名いたします。11番の南委員、12番の芳川委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づき議事を進めてまいります。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号36につきましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして、退出のほうよろしくお願いをいたします。

(●●委員 13時35分 退席)

(会長)

それでは、議案第1号受付番号36について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●委員)

議案第1号受付番号36の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号36につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号36について、議案書1ページ  
をご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号36ですね。36について、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号36について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 13時38分 入室)

(会長)

それでは次に、受付番号37について、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号4と関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。

まず、現地調査の報告を調査委員、お願いいたします。

(●委員)

議案第1号受付番号37の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号37と報告第2号受付番号4について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号37について説明する前に、関連する内容として報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について受付番号4を先に報告いたします。

報告第2号受付番号4について、議案書33ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

本件については、令和3年4月27日で会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めて、議案第1号受付番号37について、議案書3ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

まず審議案件、議案第1号受付番号37及び報告案件、報告第2号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。審議と報告と一緒に説明をしていただきましたけれど、よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号37について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

それでは、次に受付番号38と受付番号39については、借手が同じですので、報告第2号受付番号5とも関連する内容ですので、まとめて審議をお願いいたします。

まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号38と受付番号39の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題のないものと思われまます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号38と受付番号39、及び報告第2号受付番号5について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号38について説明する前に、関連する内容として、報告第2号受付番号5を先に報告します。

報告第2号受付番号5について、議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

本件については、令和3年4月27日に会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めて、議案第1号受付番号38について、議案書5ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、議案第1号受付番号39について、議案書5ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい

(事務局)

ては、議案書 6 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 38 と受付番号 39、及び報告第 2 号受付番号 5 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 38 と受付番号 39 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いをいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第 1 号受付番号 40 から受付番号 54 について、まず、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 40 から受付番号 54 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第 1 号受付番号 40 ですね、40 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

ではまず、議案第 1 号受付番号 40 について、議案書 7 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況



(事務局)

等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号40について、ただ今事務局から説明がございました。何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問等もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号40について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第1号受付番号41番ですね、41について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号41について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号41、41について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問等もないようで

(会長)

ございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号41について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号42について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号42について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号42について、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号42について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号43について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号43について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号43につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号43について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号44について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号44について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号44につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか、はい、●

(会長)

●●委員。

(●●●委員)

ちょっと聞きたいんですけど、これ耕作面積がゼロになっているけれども、これどういう意味。

(事務局)

今回、●●さんのほうが新規就農者さんで現在、宇治田原のほうで利用権設定の申請があるんですけども、久御山町のほうは、まだ耕作面積がないということではゼロです。

(●●●委員)

従事日数がこれ600日、3人で600日ということは、宇治田原でやっているのですか。これ、よそでやっているんやったら、そのように書いてもらわな。ゼロなのに600日働いていることになってる。その辺はちゃんと書いてもらわんと。

(事務局)

はい、わかりました。今後、対応させていただきます。

(会長)

今後、事務局はその辺については詳細に記載しといてくれるかな。●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員)

はい。

(会長)

それでは、受付番号44について、その他ご意見等ご質問はございませんか。よろしいですか。それではその他、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号44について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号45につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号45について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号45につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号45について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第1号受付番号46と受付番号47につきましては、借手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号46について、議案書19ページの上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第1号受付番号47について、議案書19ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページと11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号46と受付番号47につきまして、2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号46と受付番号47について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第1号受付番号48について、事務局より説明を願います。

(事務局)

では、議案第1号受付番号48について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号48につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見もご質問ないよう  
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号48  
について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手  
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま  
す。

続きまして、議案第1号受付番号49について、事  
務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号49について、議案  
書23ページをご覧ください。内容については記載のと  
おりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況  
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい  
ては、議案書24ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の  
13ページと14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号49につきまして、何かご意見  
ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう  
でございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号49  
について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手  
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま  
す。

続きまして、議案第1号受付番号50ですね、50  
について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号50について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号50、50につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号50について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、受付番号51から受付番号54については、借手が同じですので、報告第2号受付番号6とも関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。以上、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号51から受付番号54について説明する前に、関連する内容として報告第2号受付番号6を先に報告します。

報告第2号受付番号6について、議案書35ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件については、令和3年4月27日で会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添



(事務局)

えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号51について、議案書27ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、議案第1号受付番号52について、議案書27ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、議案第1号受付番号53について、議案書28ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

続いて、議案第1号受付番号54について、議案書28ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書29ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページと17ページ、18ページ、19ページ、20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号51から受付番号54、及び報告第2号受付番号6について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号51から受付番号54について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

それでは、議案第2号受付番号5と受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号5番と6番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われまます。以上です。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号5と受付番号6につきまして、関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、次の案件である農地売買支援事業につきましては、京都府農業会議、いわゆる京都府農地中間管理機構が売り手さんと買い手さんの間に入り行っている事業によるものです。京都府農業会議が売り手さんから一旦買い入れて、買い手さんに売り渡す形となっており、京都府農業会議が登記の手続きを行うほか、売り手さんは譲渡所得800万円の特別控除が受けられるというメリットもあるものです。

それでは、議案第2号受付番号5について、議案書30ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第2号受付番号6について、議案書30ページの下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書31ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号5ですね、5と受付番号6につきまして、事務局から説明がございました。この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、所有権の移転になりますけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5と受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日予定をしておりました審議案件は、全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号受付番号2ですね。2アール未満の農業用施設建築（設置）届出につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について、議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真22ページをご覧ください。

本件については、令和3年4月14日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がございました。この件につきまして、何かご意見等ございませんか。あればちょうだいをいたしたいと思っております。

(会長)

よろしいですか。特にないようでございます。  
それでは、これで本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

(●●委員)

はい、質問。

(会長)

はい。

(●●委員)

議案書の27、28ページなんですけども、この●●●さんがこの4件、借りるということなんすけども、これの支払い方法としてね、6月末とか12月末とかという表現があるんですけども、4件目が12月中ということなんです。この違いは何かあるのかっていう質問が1点。

それから関連しまして、この地元委員意見照会資料というものを送ってきていただいています。これ、訂正が入ったんですね、2回目送ってきていただいて。全くこれ同じもん、これだけのもんコピーして送ってきていただいているんです。ただ、もらうほうとしたら、これ何が変わったのかなという、中身が全然わかりませんし、ただ単に訂正版と押しただけなんです。できたら今後は、訂正の正誤だけでも、本日のこの議案に間に合うようでしたらね、そっちのほうによっぽどあれなのかなと思います。以上、2点ちょっとお願いします。

(事務局)

まず、議案書28ページなんですけども、支払いの方法、12月末と12月中ということで、どう違うのかということなんですけども、受付番号54が空欄で出てきてまして、確認をとらせていただいたところ、回答が12月中に口座振込ということだったので、そういうような形で表記はさせていただきました。

訂正のほうなんですけれども、今後、わかりやすく対応はさせていただきますので、すみませんけれど、よろしく願いします。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

それでは、審議と報告案件は全て終わりたいと思います。

————— 午後14時03分 終了 —————